

新型コロナウイルス感染症への新たな対応について（案）

※「米子市における新型コロナウイルス感染症への対応方針」の前回変更日（令和2年3月23日）後の対応（実施中のものを含む。）

I 現段階での対応

◆市民への情報提供と感染症対策・冷静な行動の啓発	○感染により重症化する可能性が高いとされている高齢者や基礎疾患のある方への感染防止の啓発の徹底【福祉保健部・各部局】
◆学校等における対応	○国のガイドラインを踏まえた学校の再開に向けた準備【教育委員会】 ※「国のガイドライン」とは、文部科学事務次官が令和2年3月24日に発出した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」をいう。
◆保育所等における対応	○なかよし学級（放課後児童健全育成事業）に消毒液により空間を除菌する機器を順次設置【福祉保健部】
◆市施設における対応	○転入、転出届等により混雑する本庁舎1階に消毒液の噴霧器を設置《実施中》【総務部/防災安全】 ○児童文化センターに消毒液の噴霧器を設置《実施中》【総務部/防災安全】 ○市施設において感染者・濃厚接触者の勤務、滞在等が確認された場合の当該施設の閉鎖、消毒等の体制、手順等を決定【福祉保健部・各施設管理部局】 ○利用料金制度を採用している施設の指定管理者の減収補填【総務部・各施設管理部局】

<p>◆職員の健康管理、BCP 業務継続計画の発動 準備</p>	<p>○職員の健康管理の徹底《実施中》【総務部・各部局】</p> <p>○感染者が確認された地域等への職員の出張の原則禁止《実施中》【総務部・各部局】</p> <p>○感染者が確認された地域等からの視察等の自粛要請《実施中》【総務部・各部局】</p> <p>○BCP 業務継続計画の発動の準備（市職員の感染・濃厚接触が確認された場合における対応を想定）【総務部・各部局】</p>
<p>◆経済・雇用面の影響への対応</p>	<p>○国・県の動向を踏まえた経済対策【経済部】</p>
<p>◆行政手続等における措置</p>	<p>○市税その他市の収納金の徴収猶予《順次実施中》【総務部・各部局】</p>
<p>◆感染者等の人権に関する啓発</p>	<p>○感染者、濃厚接触者等の人権に関する啓発の徹底【福祉保健部、総合政策部/人権政策、各部局】</p>

Ⅱ 県内等で感染者が確認された段階での追加対応

- 県内等の発生状況の把握と広報【福祉保健部】
- 市としての相談窓口体制の強化【福祉保健部】
- 対応職員の体制の充実【総務部・福祉保健部】
- 市民等への感染症対策・冷静な行動・不要不急の外出の自粛の啓発の強化【福祉保健部】

※「県内等で感染者が確認された段階」とは、鳥取県内で感染者が確認された場合又は近隣地域（島根県及び岡山県）で多数の感染者が確認された場合などをいう。